

留萌市スポーツ振興基金助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 留萌市スポーツ振興基金助成金（以下「助成金」という。）の交付については、留萌市スポーツ振興基金条例施行規則（平成2年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2条 留萌市のスポーツ振興を図るため、予算の範囲以内で助成金を交付する。

(助成対象事業)

第3条 この助成金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

(1) スポーツ振興事業

ア スポーツ振興に係わる講演会及び講習会開催事業

留萌市民を対象としたスポーツ振興に係わる講演会及び講習会の開催。この場合において、参加者の半数以上は留萌市民とし、市内での開催とすること。

イ 市民参加によるスポーツ大会開催事業

留萌市民を対象としたスポーツ大会の開催。ただし、団体が毎年実施している恒常的な大会を除く。この場合において、参加者の半数以上は留萌市民とし、市内での開催とすること。

(2) スポーツ大会選手派遣事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に認める事業（助成対象者等）

第4条 この助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のとおりとする。

(1) スポーツ振興事業 市内に事務所又は住所を有する団体（実行委員会等を組織して活動をするものを含む。）

(2) スポーツ大会選手派遣事業

ア 一般 市内に事務所又は住所を有する団体及び個人で、予選を経て全国競技大会に出場する者

イ 小・中・高校生 市内に住所を有する団体及び個人で、予選を経て全道及び全国大会に出場する者

ウ 公益財団法人日本中学校体育連盟開催の全国大会に出場する者

エ 公益財団法人全国高等学校体育連盟開催の全国大会に出場する者

オ 公益財団法人日本高等学校野球連盟開催の全国大会に出場する者

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる大会に出場するときは、助成金の交付を受けることができない。
- (1) オリンピック等これに準じる国際競技大会
 - (2) 留萌振興局管内で開催される大会
- 3 同一事業への助成は、同一団体及び個人につき、当該年度内において1回を限度とする。ただし、スポーツ大会選手派遣事業については、全道及び全国大会出場につき、それぞれ1回の助成を受けられるものとする。
- 4 スポーツ大会選手派遣事業における小・中・高校生を除く一般市民への助成金の交付は、1団体又は1個人につき3回を限度とする。ただし、団体においては、大会出場者の半数以上が入れ替わっている場合には、新規の団体とみなす。
- 5 企業等が主催又は共催する事業、政治・宗教活動及び営利事業を行う団体、個人に対しては、助成金の交付を行わない。

(助成対象経費)

第5条 この助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) スポーツ振興事業 賃金、報償費、旅費（交通費、宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。
- (2) スポーツ大会選手派遣事業 旅費（交通費、宿泊費）とする。

(補助率、助成金の額)

第6条 補助率及び助成金の限度額は、次の各号に掲げる率及び限度額内とする。

- (1) スポーツ振興事業

事業区分	補助率	助成限度額
・スポーツ振興に係わる講演会及び講習会開催事業 ・市民参加によるスポーツ大会開催事業	助成対象経費の1/2以内	1事業につき100,000円

- (2) スポーツ大会選手派遣事業

大会区分	補助率	助成対象者等	助成限度額	
			小・中・高校生	一般
全道大会	助成対象経費の1/2以内	個人・団体	1人につき10,000円	支給しない
全国大会		個人・団体	1人につき10,000円	
道内開催		個人・団体	1人につき20,000円	
道外開催				

(助成金の交付条件)

第7条 助成対象者に助成金を交付する場合は、「留萌市補助金等交付規則」(平成15年留萌市規則第1号)第6条に定めるほか、次の条件を付すものとする。

2 スポーツ振興事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) スポーツ振興事業については、留萌市教育委員会の助成事業であることを、印刷物(ポスター、チラシ、パンフレット、看板、新聞広告等)の表示によって明示しなければならない。

(3) 旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例(昭和40年留萌市条例第27号)により算出される額と比較し、いずれか低い額を助成対象経費とする。

3 スポーツ大会選手派遣事業における助成金の交付条件

(1) 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(2) スポーツ大会選手派遣事業における旅費について、学生割引又は団体割引が該当される場合は、その額とする。この場合において、宿泊日数は、大会に参加する最小限の日数とする。なお、宿泊日数を短縮できるとき又は旅費を軽減できるときは、バス借上料を認める。ただし、バス借上料が鉄道運賃の額を超えるときは、鉄道運賃の額とする。

(3) 旅費の計算にあたっては、それぞれの費目において留萌市旅費条例(昭和40年留萌市条例第27号)により算出される額と比較し、いずれか低い額を助成対象経費とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。